

防人給第17132号  
28.9.30  
一部改正 防人給第1070号  
令和元年5月23日  
一部改正 防人給第1330号  
令和元年5月28日  
一部改正 防人給第191号  
令和2年1月10日  
一部改正 防人給第20530号  
令和2年12月24日  
一部改正 防人給第12839号  
令和3年7月21日  
一部改正 防人給第12270号  
令和4年6月24日  
一部改正 防人給第21704号  
令和5年10月18日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

人事教育局長  
(公印省略)

防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令の運用について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、平成29年10月1日から適用することとされたので通知する。

#### 記

- 1 防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第58号。以下「昇給訓令」という。）第4条第1項第1号の規定により第1号職員又は第2

号職員に決定する場合において、第1号職員又は第2号職員に該当するか否かの判断は、人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）第7条第2項に規定する調整者（同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合にあっては、同条第1項に規定する評価者）が同一である職員ごと（当該職員ごととすることが適当でない昇給権者（昇給訓令第2条第2号に規定する昇給権者をいう。以下同じ。）が認める場合にあっては、昇給権者が指定する職員ごと）に、次に掲げる順序に従い、昇給訓令第5条第1項各号に規定する割合におおむね合致するよう行うものとする。この場合において、次に掲げる職員について第1号職員又は第2号職員のいずれに該当するかを判断するときは、全体評語、人事評価に関する訓令第6条第1項に規定する個別評語及び同条第4項に規定する個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項（第4項及び第5項において「考慮事項」という。）を考慮するものとする。

- (1) 直近の能力評価の全体評語が「卓越して優秀」の段階であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価の全体評語がいずれも「非常に優秀」の段階以上である職員及び直近の能力評価の全体評語が「非常に優秀」の段階であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「卓越して優秀」の段階であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員
  - (2) 直近の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）
- 2 昇給訓令第4条第1項第1号に規定する遠隔の地その他生活の著しく不便な地に所在する官署に異動し相当の期間勤務することとなったものその他の公務に対する貢献が顕著であると認められるものは、次に掲げる場合のいずれかに該当する職員とする。
- (1) 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第10条第1項に規定する特地官署、同令第10条の2第2項に規定する準特地官署又は沖縄県に所在する部隊若しくは機関に異動し、相当の期間勤務している場合
  - (2) 住居の移転を必要とする異動が頻繁に行われること等により相当の負担が生じていると昇給権者が認める場合
  - (3) 次に掲げる事由のいずれかに該当し、当該事由の終了後において所属する組織への成果還元を通じた貢献が顕著であると昇給権者が認める場合
    - イ 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第56条第1号の規定による休職
    - ロ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。第9号ハ及び第6項において「PKO法」という。）第27条第1項の規定による派遣
    - ハ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号。第6項において「派遣処遇法」という。）第2条第1項の規定による派遣

- ニ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第24条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による交流派遣
  - ホ 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第27条第1項において準用する同法第17条第1項の規定による派遣
  - ヘ 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第35条第1項において準用する同法第25条第1項の規定による派遣
  - ト 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）第25条第1項において準用する同法第15条第1項の規定による派遣
  - チ 人事交流等により一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（昇給訓令第1条に規定する職員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人以外の独立行政法人（同条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）若しくは自衛隊法施行令別表第10に掲げる法人の職員となったこと。
- (4) 所属する組織の業務に関し知識・経験を幅広く習得し、これに基づき、上司又は同僚に対して有用な助言等を行い、組織の業務運営に対する貢献が顕著であると昇給権者が認める場合
  - (5) 相当の期間にわたり繁忙度の高い業務や負担の大きい業務に精励し、組織の業務運営に対する貢献が顕著であると昇給権者が認める場合
  - (6) 相当の期間にわたって見た場合の業務の遂行状況が、通常の期待水準を超えるものであり、組織の業務運営に対する貢献が顕著であると昇給権者が認める場合
  - (7) 特別な知識・経験等を必要とする業務を適切に遂行し、組織の業務運営に対する貢献が顕著であると昇給権者が認める場合
  - (8) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第1条第1項又は表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第3条から第5条までのいずれかに該当して賞詞を授与された場合
  - (9) 次に掲げる業務のうち、海外の地域において行うもの（直近の当該業務のために派遣された日から起算して5年前の日から当該業務への従事が3回目となる場合に限る。）に従事した場合
- イ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）第7条第1項の規定により海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員が行う業務
  - ロ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第4条第2項の規定により行う国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送の業務
  - ハ PKO法第9条第4項若しくは第13条第2項の規定により行う国際平和協

力業務又はPKO法第21条第3項の規定により行う委託に基づく輸送の業務  
ニ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について  
(令和元年12月27日閣議決定)に基づき、中東地域において行われる情報収集活動に係る業務(イに掲げる業務に従事した期間と同一の期間に行ったものを除く。)

- (10) オリンピック競技大会において第1位から第8位までに入賞した場合、種目別世界選手権大会において第1位から第3位までに入賞した場合又はアジア競技大会において第1位に入賞した場合
  - (11) 地方協力本部において自衛官等の募集に関する業務に従事し、その功績が顕著であると昇給権者が認める場合
- 3 前項の規定に該当する者については、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職員とすることができる。
- (1) 第1項第2号に掲げる職員 同項第1号に掲げる職員
  - (2) 昇給評語がいずれも「良好」の段階以上である職員のうち、第1項各号に掲げる職員以外の職員 第1項第2号に掲げる職員
- 4 昇給評語のいずれかが「やや不十分」の段階である職員(次項の職員を除く。)は、第4号職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員については、考慮事項を勘案し、当該各号に掲げる職員とすることができる。
- (1) 直近の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価の全体評語のいずれかが「良好」の段階以上である職員 第3号職員
  - (2) 直近の能力評価の全体評語が「良好」の段階であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価の全体評語のいずれかが「優良」の段階以上である職員 第3号職員
  - (3) 直近の能力評価の全体評語が「やや不十分」の段階であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「良好」の段階であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階である職員 第5号職員
- 5 昇給評語のいずれも「やや不十分」の段階である職員又はいずれかが「不十分」である職員は、第5号職員とする。ただし、直近の能力評価の全体評語が「良好」の段階以上であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価の全体評語のいずれかが「良好」の段階以上である職員については、考慮事項を勘案し、第4号職員とすることができる。
- 6 防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令に規定する防衛大臣が別に定める事由等について(防人給(事)第363号。28.9.30。以下この項において「通達」という。)第1項第1号に規定する公務上の災害又は通勤(同号に規定する特定規定に係る通勤を除く。以下この項において同じ。)による災害には、PKO法第27条第1項の規定により派遣された自衛官(以下この項において「国際連合派遣自衛官」という。)及び派遣処遇法第2条第1項の規定により派遣された職員(以下この項において「派遣職員」という。)の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含むものとし、通達第1項第1号に規定する公務上の負傷

若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病には、国際連合派遣自衛官及び派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含むものとする。

- 7 昇給訓令第7条第2項第1号に規定する退職は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第42条第4号の規定による免職又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条第1項第3号の規定に該当する退職（官署又は事務所の移転に係るものを除く。）をいう。
- 8 昇給訓令の運用については、この通知に定めるもののほか、一般職に属する国家公務員の例に準じて行うものとする。